

論説

罪に向き合えるようになるには —動機づけの視点からの心理学的考察—

藤 野 京 子

- 1 はじめに
- 2 非行少年や犯罪者の罪のとらえ方の実際
- 3 非行少年や犯罪者の罪への姿勢と社会的期待との乖離
- 4 動機づけの視点からの検討
- 5 非行少年や犯罪者への働きかけのあり方

1 はじめに

平成 28 (2016) 年 12 月に公布・施行された「再犯の防止等の推進に関する法律 (平成 28 年法律第 104 号)」 (再犯防止推進法) 第 3 条第 3 号においては、犯罪者が自身の社会復帰にとどまらず、「犯罪の責任等を自覚すること」および「被害者等の心情を理解すること」と明記されている。また、令和 3 (2021) 年に策定された第四次犯罪被害者等基本計画においても、犯罪者処遇における犯罪被害者等への配慮の充実が掲げられている。令和 4 (2022) 年 6 月に成立した「刑法等の一部を改正する法律 (令和 4 年法律第 67 号)」により、令和 5 (2023) 年 12 月からは、刑の執行段階等において被害者等の心情等の聴取・伝達する制度が新たに運用開始されてもいる。

刑事施設においては「刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律 (平成 17

年法律第 50 号)」の施行を契機として、特別改善指導の一類型 R4 として「被害者の視点を取り入れた教育」が実施されている。これは、被害者の命を奪い、又はその心身に重大な被害をもたらすなどの罪を犯し、被害者及びその遺族等に対する謝罪や被害弁償について特に考えさせる必要がある者に対して行われている。今日この指導は、受刑に対する気持ちを整理させ、犯した罪やその影響に向き合う姿勢を形成する「導入プログラム」、次いで自己の問題に目を向けさせ、被害者及びその遺族等の被害に対する心情及び置かれている状況並びに聴取した心情等に向き合わせるなどして、自らの贖罪の在り方を模索させる「準備プログラム」、さらに自らの犯罪と向き合うことで、犯した罪の大きさや被害者及びその遺族などの被害に関する心情及び置かれている状況並びに聴取した心情等を認識させ、被害者及びその遺族等に誠意を持って対応していくとともに、再び罪を犯さない決意を固めさせる「本科プログラム」、そして再び罪を犯さない具体的な方法を考えさせるとともに、被害者及びその遺族等に対する謝罪や被害弁償に向けた具体的な行動を考えさせる「継続プログラム」、と段階的に構成されている(法務省, 2024)。このほか、一般改善指導の枠組みにおいて、R4 対象者以外の受刑者に対しても、自らの犯罪と向き合い、謝罪を含む責任の在り方についての働きかけが行われている。しかしながら、受刑者の反応が、必ずしも被害者や一般社会の期待に沿うものとなっていない現状も取沙汰されている。

なお、前掲の「刑法等の一部を改正する法律」により、明治 40 (1907) 年の刑法制定以来初めて刑罰の種類が見直され、懲役刑及び禁錮刑が廃止され、新たに拘禁刑が創設された。従来、懲役刑においては作業が刑の本質的要素とされ、全受刑者が作業に従事する必要があったし、禁錮刑においては作業が義務ではなく、本人の申出に基づき行うものであった。そのため、懲役刑では改善更生のための指導等に十分な時間を確保できない場合があり、禁錮刑では本人の申出がないため更生や社会復帰に資する作業が行われないことがあった。このような課題に対して、拘禁刑制度の下では、受刑者の特性に応じて必要な作業や指導を柔軟に行うことが可能になり、矯正処遇が一貫して受刑者の改善更生及び円滑な社会復帰に資するものへと再構成されることになった。

すなわち、今日の犯罪者処遇においては、単に再犯を防止するのみならず「犯罪の責任等を自覚すること」や「被害者等の心情を理解すること」が強く求められるわけだが、上述のとおり処遇の在り方が転換期である現在、自らの罪に向き合うための働きかけについて、その処遇の難しさや留意点を整理することは受刑者処遇の一層の充実に資すると考えられる。そこで、以下に検討することとした。

2 非行少年や犯罪者の罪のとらえ方の実際

1. 女性の刑務所出所者の感想

筆者は女性の更生保護施設においてボランティアとして心理臨床活動に従事しており、その中で刑務所出所者と直接言葉を交わしている。こうした対話の中で、自身の犯罪をどのようにとらえているのかを尋ねると、受刑期間中、果たしてどれほど真剣に自らの加害行為と向き合っていたのか疑問を抱かせる発言にしばしば出くわす。以下がその例である。

- ・「科刑されたのだから、それで終わり」「下された判決に従えば（受刑すれば）それで充分」——刑罰を科され、それを全うした以上、自分の責任は既に果たされたのだから、それ以上の対応は考えていないという意見である。

- ・「施設にいるときは、余計なことは考えず、与えられた作業等を淡々とこなすのみ」「他の受刑者とうまくやっていけるかを中心に考えて過ごしていた」——過去の犯罪についてあれこれ考えるよりも、刑務所での生活をいかに円滑に送っていくかを優先していたという意見である。

- ・「施設の中では、被害者の情報を含め一般社会の様子が分からないし、自分にできることも極めて限られてしまっているから、在所中被害者対応をあれこれ考えても無駄」——施設での生活では一般社会の状況等もわからないので、被害弁償等は釈放後自分の取り巻く状況等を知って、自らが自由に行動できるようになってからでないと取り組めないと

いう意見である。

- ・「起きてしまった事実は、今さら変えられず、どうしようもない」——起きてしまったことを考えたところで現実が変わるわけではなく、今後同じ失敗を繰り返すつもりはないので、あれこれ考えなくて構わないという意見である。

- ・「事件のことや、捕まったときのことを思い出そうとすると気持ちが不安定になってしまい、正直考えたくない」——事件関連のことを想起すると不快な気持ちになるので、できるだけ避けたいという意見である。

- ・「プログラムに参加させられたときはそれなりに考えたけれど、そこで生じた考えや気持ちはなかなか長続きしない」——働きかけがあったときには、それなりに向き合うものの、その効果は時間の経過と共に薄れてしまうという意見である。

筆者は、自身が刑事司法機関の職員ではなく、彼女たちの刑事上の判断や処遇決定に直接関与する立場にはないことを説明した上で、「実際に何を考えたり感じていたりするかを教えてもらえないと支援の方向性を見誤ってしまうので率直に伝えてほしい」と伝えている。これらは、そのようなやりとりの中でしばしば耳にするものである。

なお、四半世紀前の調査であり、現在とは被害者をめぐる社会的状況や処遇環境に一定の違いがあるものの、法務省(1999)による受刑者及び少年院在院者を対象とした犯罪被害に対する加害者の意識調査によると、謝罪についての回答では、「謝罪するつもりはない」とする者が受刑者で10.5%、少年院在院者で9.5%であった一方、「謝罪した」が36.8%、17.5%、「謝罪するつもりはあるが、していない」は52.7%、72.9%となっている。また、「示談が成立した」は34.7%、26.8%、「弁償した」は、34.8%、28.1%となっている。さらに償いとして一番大切なものとしては、「社会で更生すること」が51.9%、64.2%と最も高く、次いで「裁判(審判)の結果に従うこと」が13.4%、5.0%、「被害者やその家族に謝罪すること」が12.8%、9.4%、「被害者やその家族の許しを得ること」が10.8%、10.9%となっている。これらの結果からは、被害者への対応よりも、自身の社会復帰に関心を向けがちで

ある実態が浮かび上がる。

2. ある少年院在院者の少年院生活の振り返り

筆者は 2000 年ころ、集団で傷害致死事件を起こした少年に対し、「少年院生活について」と題した九分割法を少年院出院間近の時期に描いてもらったことがある。九分割法とは、一枚の用紙を 9 つの領域に分割し、各領域に絵や記号を描き、それぞれの余白にその説明を言葉で記していく手法である。

その少年は、時系列に沿って少年院生活を整理していた。具体的には、1 コマ目に少年院の門の絵を描き「少年院への不安」と記していた。2 コマ目には食器口越しに教官と少年が面接をしている場面を描き「先生が優しくった、面接中」と記し、3 コマ目にはある在院生が演壇で他生を前に話している場面を描き「初めて出院式を見た時、『すごいな』と思った」と記し、4 コマ目には「いかがお過ごしですか」と書かれた便箋と「母へ」と宛名が書かれた封筒を描き「手紙も初めての経験」と記していた。5 コマ目にはハートの図柄を背景に二人の手が握手しているところを描き「家族、そして寮生との心と心の『ふれあい』」と記し、6 コマ目には壁に向かって一人座る自身の姿を描き「個室での内省、内観を通して、本件、人の気持ちを考え、反省の時間の様子」と記していた。7 コマ目には収穫されたジャガイモを描き「農場でジャガイモを収穫、上司のもとでよりスムーズに仕事をするために全力で」と記し、8 コマ目には背中が汗で濡れた作業服を着た自身の後ろ姿を描き「作業の中で全力を尽くし、汗をかくことで償う姿を、いつ、どこで、みているか判らない被害者に伝えようとした姿」と記し、9 コマ目にはトンネルの先に見える光を描き「自分の未来に向かう様子、心の中で」と記していた。

注目すべきは、8 コマ目まで被害者への言及がなかったことである。最初に描かれたのは、自身が少年院生活を送れるかどうかという不安であり、次いで少年院の教官が受容的に接してくれたり、先ゆく在院生の成長した姿を見たりして、少年院生活への前向きの姿勢が育まれていった様子が描かれている。その後、親に思いを馳せ、家族や寮生との心の交流が意識化され、周囲との絆を実感できるようになった後の 6 コマ目で事件を含め自己を見つめ

るに至っている。その後、社会復帰を意識した就労について記されており、そのイメージが形成された段階で、ようやく被害者への思いを表出させるという順序になっている。少なくともこの少年においては7コマ目までの経験の積み重ねがあつて、やっと被害者に向き合う心境に至ったことが示唆される。

3 非行少年や犯罪者の罪への姿勢と社会的期待との乖離

Flanigan(1992)は、被害を受けたということは、加害者の意のままにされてしまったということであると述べている。これは、被害者が加害者との関係において力を奪われ劣位に立たされたことを意味する。被害者は加害者に厳罰を望むことが多いが、加害者が罰を受けることでその力をそぎたいという思いの表れと解釈できる。また、被害者が加害者を「絶対に許そうとしない」現象もしばしば見られるが、許すか許さないかは、被害者に委ねられたものである。劣位に立たされた被害者は、この「許す／許さない」という権限を駆使して加害者に対して優位になることで、バランスを取り戻そうと試みているととらえることができる。

Lazare(2004)の著書『謝罪』においては、被害を受けた側の根本的なニーズは、自分達に敬意が払われ、尊厳が回復されることであると記されている。Ohbuchi et al.(1989)は、謝罪が被害者に伝えるメッセージについて、1) 加害者が負の結果に対する加害者自身の責任を公に認めることで、被害者側の責任が軽減され、被害者の自尊心や社会的アイデンティティが回復されること、2) 加害者が被害者に対して気遣いの言葉をかけたり、援助を申し出たり、許しを乞うような行為は、被害者への敬意の表現とみなされ、被害者にとって「自分が尊重されている」と感じられること、3) 加害者が公に不名誉なことを認めたり後悔の念を示したりすることは、その行為に対して加害者が自罰していることを意味し、社会的正義の回復に資すること、4) 加害者が謝るということは、その行為を加害者自身が肯定していないことを意味し、つまりその加害者がその行為を認めるようなひどい人ではないという印象を

被害者に与える、とまとめている。被害者が加害者の事件後の言動に憤ったり落胆したりするのは、加害者が自分と同じ価値観を共有していないと気づかされることへの反応であると解釈することもできよう。なお、Lazare(2004)は、被害者が被害によって生じた苦しみ等の感情を表現できる機会があることも、重要なニーズの一つであると述べている。この点において、被害者等の心情伝達制度は、重要な役割を果たすと考えられる。

自らの過ちを完全に引き受けることなく、将来のことばかりを志向する姿勢は、道義的に許されないと考えられるかもしれない。しかし、先に紹介したように、実際には犯罪者の多くはそのような態度をとっている。こうした現象に対して、「このような態度をとる人だからこそ犯罪に至ったのだ」と理解したくもなる。しかし、心理学における一般人を対象とした諸研究からは、ある状況に置かれると人は通常とは異なる言動をとることが示されている。以下に、そのような研究のいくつかを紹介する。

1. 自身が起こした事件についての PTSD 類似症状

Harry & Resnick(1986)以降、犯罪者において、自身の加害行為に関連する PTSD 様の症状が出現することが観察されている。Harry & Resnick(1986)は、こうした症状を呈する殺人犯について、最愛の相手を殺害している可能性が高いとしている。Evans et al.(2007)は、受刑者のうち反社会的信念を有する場合は侵入が少なかったと報告しており、Gray et al.(2003)は、「相手に危害を加えるべきでなかった」と振り返る加害者の方が侵入症状を多く経験していることを観察している。自身の行為に葛藤を抱くことが PTSD 様の症状の出現に関与している可能性が示唆される。

福原(2003)は我が国での受刑者調査において、PTSD 様の症状が現れた者の罪名は全員、致死でなく殺人であったと報告し、本人の意志が強く関与する殺人事件の方が致死事件に比べて精神的外傷を受け易い可能性があると考えられている。加えて福原(2003)は、自身が引き起こした事件の自己侵襲的な記憶によって、さまざまな精神的・身体的症状を訴える受刑者がいると指摘している。このほか藤野(2021)は、他者からの揺さぶりによって本人の統制力を越えたかたちで事件が扱われる中で PTSD 様の症状が現れたと語る当

事者の証言を紹介している。

犯罪者は他者を傷つけるだけで、自らは傷つかない、あるいはたとえ傷ついても自業自得である、ととらえることも可能かもしれない。しかし、冒頭に紹介したように、「気持ちが不安定になるので、事件関連のことは考えたくない」とする者が存在する。このような精神症状から向き合うことが難しいのであれば、これらの症状への対応が求められることになる。

2. 受刑という排除経験

人間には、集団や人間関係を形成し、それらのつながりを維持しようとする根源的な動機が備わっている(Baumeister & Leary, 1995)。このため、排除されること、すなわち社会的なつながりが維持できなくなる経験は、個人の言動に多方面にわたる変化を引き起こすことが知られている(Baumeister & Gitter, 2008)。たとえば、自尊心の低い人は、排除の脅威を感じると、排除されるきっかけを作った相手を軽んじたり(Murray et al., 1998)、その人間関係自体を無視しがちになったりすること(Rusbult et al., 1987)が明らかにされている。また、社会的排除の経験は、他者への共感の低下を媒介として、向社会的行動を抑制すること(Twenge et al., 2007)も示されている。このほか、社会的排除を経験した人には苦痛よりも情緒的麻痺が生じやすいこと(Twenge et al., 2001)、排除された人は自己調整 (self-regulation) ができないわけではないが、その努力を行わなくなる傾向があること(Baumeister et al., 2005)なども報告されている。

受刑とは、一般社会からの排除を意味する。上記知見を受刑の文脈でとらえると、受刑の脅威を感じる自尊心の低い人は、排除されるきっかけを作った人、すなわち被害者を軽視したり、被害者との関係自体を無視したりしがちになると考えられる。また、受刑は向社会的行動を減退させることにもつながり、加えて、受刑者には苦痛よりも情緒的麻痺が見られ、また、自己調整の努力を行わなくなりがちになることが示唆される。実際このような傾向を有する受刑者は少なくない。その際、これらの傾向について、受刑者にそなわった特性というよりも、「受刑」という状況に置かれたことによる反応であるととらえられうるということになる。

3. 謝罪しやすい条件

道義的観点からすれば、被害が大きい事件であるほど、また、事件発生以前に加害者との人間関係がなかった被害者に対してほど、加害者には謝罪することが期待される。しかし現実にはその逆の現象がしばしば観察される。

Lerner(2017)は、重大な罪よりも軽微な罪の方が謝罪しやすいと述べている。また Ohbuchi et al.(2003)は、賠償を求められる場合よりも求められない場合の方が謝罪しやすいことを明らかにしている。さらに Leunissen et al.(2014)は、謝罪が許しに効果的であると予期される場合の方が謝罪の可能性が高くなることを示している。重大な犯罪においては、謝罪をしても被害者から許しを得られないことが十分予期される。こうしたことも謝罪をためらわせる抑止要因として働いていると考えられる。

また、傷つけた相手との関係価値が低い場合よりも高い場合の方が、謝罪がなされやすい(大坪, 2015)ことも明らかになっている。元々関係性を有していた相手であれば、謝罪することがその関係修復につながる可能性がある。一方、事件発生以前に接点のなかった被害者の場合、そもそも関係価値が存在せず、さらに事件以外の場面で今後関わる可能性も低いので、謝罪の動機が生まれにくくなるのはある意味自然なことといえる。このことに関連して、非行少年や犯罪者に「誰に謝りたいか」と尋ねると、犯罪被害者ではなく、「心配をかけた家族に謝りたい」など身近な者を挙げてくることも少なくない。

むろん、人間にこうした行動傾向があるからといって、道義的なふるまいを求めてはいけないと主張したいわけではない。しかしその一方で、人にはこのような傾向がある。その現実を踏まえた上で、いかにして謝罪したい気持ちを喚起していくかを工夫することが求められる。

4 動機づけの視点からの検討

1. 外発的動機づけと内発的動機づけ

動機づけには、大きく分けて、外発的動機づけと内発的動機づけがある。外発的動機づけとは、お金やご褒美などの報酬をもらうためにある活動をする、叱られないためにある活動に取り組むなど、外部から与えられる結果に動機づけられる状態であり、一方内発的動機づけとは、その活動そのものの以外に特に報酬はないのに、ある活動に取り組もうと内発的に動機づけられる状態である(瀧沢, 2012)。

Deci & Ryan(1985)は、外発的動機づけについて、社会的な価値などとも外的な力によって動機づけられていた行動から、価値の内在化（自己内への取り組み・統合）が進んで自律的な動機づけによる行動へ変化していく場合の連続的な状態として、1) 外的な強制によって「やらされている」状態である外的調整、2) 価値は認知しているが「やらなくてはならない」という義務感・不安など内的な強制力によって取り組む状態である取り入れ的調整、3) より内在化が進んで自分にとっての価値が認識され「自分にとって重要だから」取り組む状態である同一視的調整、4) 課題の価値が自己の一部としてほかの価値観と十分に統合されて「自然と」取り組める状態である統合的調整、という段階があると整理した。そして、外発的動機づけのうち同一視的調整と統合的調整段階、さらに内発的動機づけを自律的動機づけと位置付けている。この主張に基づけば、罪に向き合う過程において、当初は周囲からの働きかけによってしぶしぶ取り組んでいたとしても、その働きかけが徐々に内面化され、自発的に取り組むようになる可能性があるとし唆される。

なおDeci & Ryan(1985)は、上記移行の背景に、人間が有する3つの欲求が影響を及ぼすと主張している。それは、環境と有効に関わる能力をもった存在でありたいという有能さへの欲求、自身の行動を自己決定できる主体でありたいという自律性への欲求、他者や社会とつながっていたいという関係性への欲求、である。

2. 臨床場面で取り上げられている動機づけ

Prochaska & DiClemente(1983)は、患者が禁煙に至る過程を5段階に整理している。本人が変わることをまったく考えていない前考慮段階、変化を考え始めて問題に関係する情報を求めるようになる考慮段階、変化のための

準備が完了する準備段階、変化のための行動を実践する実行段階、達成した変化の維持に努める維持段階、である。これらの段階は直線的に進むものではなく、行きつ戻りつを繰り返しながらせん状に進んでいくことが多いが、段階によって有効な働きかけは異なる。Prochaska & Norcross(2007 津田・山崎監訳 2010)では、前考慮段階では問題とされる行動のマイナス面への気づきを高めること、考慮段階では問題行動に関する適切な情報を提供して問題意識を高めることや自分と環境についての見直しを促進していくこと、準備段階では実際の変化のための行動に焦点を移していくために変化の目標と優先順位、行動プランを作っていくこと、実行段階では行動変化のための具体的な介入を行うこと、維持段階では逆戻りや再発回避のために注意を払うと同時に喫煙なしの生活支援に向けての介入を行うこと、などが効果的であると提案している。

また、Miller(1983)によって提唱された動機づけ面接とは、患者をしばしば変化に対して両価的な状態にいとらえるものである。治療者側が特定の方向を強調しすぎると、患者は反対の方向に寄ってしまいがちになることから、動機づけ面接においては、そのようにならないよう、まずは治療者側が柔軟性、温かさ、共感性を示すことで患者が治療者との間に治療的な協働関係と信頼関係を築けるよう促し、患者が現在の自分自身を受け止め、先に進む決意をすることが必要であって、この決意の前に単に責任の重さやリスク要因を突き付けても、治療・教育過程を促進することは非常に難しく、時期尚早に「直面化」を行うことはむしろ有害である、とみなしている(Miller & Rollnick, 2023)。いくら正しいことを伝えたとところで、患者側にそれを受け入れる準備ができていなければ、逆効果になることすらあるということである。

3. 非動機づけ (amotivation : 動機づけの欠如状態)

Reeve(2024)は、非動機づけに関わる要因として、1) 要求された行動を効果的に遂行できない、あるいは望ましい結果を得られないといった自己の能力不足を感じる、2) 要求された行動に興味がない、魅力的な課題でない、あるいは意味が見いだせないなど自律性が阻害されること、3) 要求さ

れた行動において関わる人のことが嫌い、あるいはその人たちと繋がる意味がないなどの関係性の問題があること、を挙げている。上記の臨床場面でなぜ治療への動機が高まらないかを理解するにあたり、これらの要因を検討することも有用であると考えられる。

学習や遂行に対する意欲がいかに生じるかについて、Keller(2009 鈴木監訳 2010)は ARCS モデルを提示している。A は attention, ある学習なり遂行に対して好奇心を抱くなど注意を向けることができるかどうか, R は relevance, 自身との関係性を見出すことができるかどうか, C は confidence, 自身が達成できる自信を持てるかどうか, S は satisfaction, 学習なり遂行なりをしたことによって満足感が得られるかどうか, を意味する。このモデルにおいて、意欲は A, R, C により高まり、その結果生じた学習や遂行の結果によって S が高まれば、それが A や R をさらに高めるととらえている。上記 Reeve(2024)が挙げる要因との重なりもみられる。

この ARCS モデルにおいて意欲に影響を与える「環境」とは、好奇心を高揚させ、個人的な関連性を感じられるような刺激を与え、自信を高めるような挑戦レベルに設定した課題を与え、かつ努力の妨げになるストレス要因もないように整えていくこと、また、目標や説明を明確にするなどしてその遂行感を高められるようにしていくこと、などとみなしている。周囲がこうした働きかけをすることが意欲の高まりに寄与すると想定している。

謝罪教育の展開の仕方については後述するが、その実施にあたって、これらの要因が適切に考慮されているかという視点から検討することは有用であろう。

4. 回避動機づけ (avoidance motivation)

動機づけの方向に着目すると、肯定的な刺激に向かう行動となる接近動機づけと否定的な刺激から遠ざかる行動となる回避動機づけがある。ある刺激に向かわないとして、「接近動機がないこと」と「回避動機があること」とは必ずしも同義ではない。Blascovich(2008)は、脅威が高まると回避行動に、それほどでなく挑戦したいと判断すると接近行動に出る、すなわち、個人の資源が状況的需要を上回ったときは接近、下回ったときは回避になる、とし

ている。そして、その資源の評価要因としては、安全か危険か、確実か不確実か、新しいことが慣れ親しんだことか、努力を要することか、スキル、知識、能力はどうか、他者が存在しているかがあり、さらに態度や信念も影響するとしている。

この接近と回避とでは、結果に対するフィードバックの違いから学習の非対称性が生じることが知られている。間違っただけで接近した場合は、危ない目に会うので、その間違いに気づくことができる一方、回避する必要があるのに回避すること、すなわち間違っただけで回避した場合、そのことに気づくことができるフィードバックがないので、建設的解決には至らないことになる(Eiser & Fazio, 2008)。

本稿でこれまで挙げてきた動機は、治療なり学習・遂行についての動機であり、いずれも接近動機である。この接近動機があるかどうかといった際、「接近動機がないこと」と「回避動機があること」とは必ずしも同義ではない。特に罪に向き合おうとする場合、これまで言及してきたような罪を犯した結果生じ得るさまざまな脅威をどのように評価するかが問題になろう。

5. 謝罪への動機づけ

藤野(2023)は、謝罪が求められる場面をストレス場面と位置づけて、その際、どのような対処方略をとることが謝罪に結びつくかについて、一般人を対象とした調査をしている。その結果、どのような対策をとるべきかと積極的に考える方略を取る場合や肯定的に解釈する場合には謝罪に至りやすいこと、反対に、対処できない問題と諦めてしまう方略やそのこと自体を考えまいとする方略を取る場合には謝罪を抑止する方向に作用する、という結果を報告している。

さらにこの藤野(2023)では、個人特性としてレジリエンスの程度や環境要因としてソーシャルサポートの有無がいずれの対処方略をとるかや謝罪の程度に影響を及ぼすことも示している。

ところで、自身によって引き起こされた望ましくない状況で生じる感情として、恥 (shame) と罪悪感 (guilt) がある。安藤(2001)は、恥は「誰かあるいはみんなに、私が悪いということを知られてしまった」ととらえる際に

生じ、その結果、他者を避ける、自分を隠す、などの能動的・受動的回避である非社会的行動をもたらし、他者への謝罪・弁明、被害の回復などの向社会的な行為からも逃げたい、隠れたいという反応を生じしめること、一方、罪悪感とは「私の行為によって、誰かが傷ついた」ととらえる際に生じ、その結果、他者に告白する、謝る、損害を補償するなどの外に向けられた向社会的な行動となる、と整理している。

薊(2010)は、恥について、複数の情緒を含む上位概念ととらえ、きまり悪い程度のもので、社会の基準から外れたときの警告サインであり社会的ダメージを最小限に抑えるよう体裁を整えるなどの適応的機能を有する「羞恥心」や、他者によって自分が傷つけられたという感覚を生じさせるために憎しみが喚起され攻撃性が促進され人間関係を崩壊に導く感情である「屈辱感」が含まれるとしている。そして、叱責者への関係修復反応を実証的に検討したところ、羞恥感とは関係修復反応に影響を与えなかった一方、屈辱感が高まると関係修復反応が抑制される傾向が認められたと報告している。着目すべきは羞恥心ではなく屈辱感であることが明らかにされたことになる。

さらに Jacoby(1991 高石訳 2003)は、自我の自律性とコントロールに対する欲求が脅かされると不安が生じるとし、加えて、恥を引き起こしうる状況を予期したときにも不安が活性化されるとしている。すなわち、謝罪が求められる場面において、加害者が被害者に軽蔑されたり乱暴に傷つけられたりするだろうと予期すると、その屈辱感とは痛切に感じられるであろうことから(Jacoby, 1991 高石訳 2003)、謝罪を回避したくなると推測される。

一方、罪悪感に関して Baumeister et al.(1994)は、「個人内罪悪感」と「対人的罪悪感」を区別してとらえている。前者は Freud(1917 井村訳 1970)が着目した罪悪感で、何かをする／しないにかかわらず、常態的に自身を軽蔑しながら生活しているという特性罪悪感であり、不健康な心的状態を示すものである。これに対して、対人的罪悪感とは、自分が他者に対してなした加害を自覚して生まれる罪悪感である。自身の行為に見合った罪悪感を抱けることは健康的な心的状態である。そして自身の行為が他者に及ぼした影響を意識に向け、罪悪感が生じると、償いたいという接近動機が生まれることになる。Baumeister et al.(1995)は、罪悪感を伴う出来事に対するナラティブ(記

述)の分析から、罪悪感を伴わない出来事に比べて、そこから学び、同じことを繰り返さないように行動を変える傾向が見られたと報告している。

なお、被害を受けている他者に共感して自らも苦痛を感じる共感的苦痛と、その責任を自己に帰属することによって生じる共感にもとづく罪悪感は、他者の苦痛を軽減しようとする動機づけになり、謝罪や他者との関係修復といった行動に結びつく(Baumeister et al., 1994; Hoffman, 2000 菊地・二宮訳 2001)とされている。ただしこの種の罪悪感であっても、悪いことをしてしまったという不安や処罰されるのではないかという恐怖に基づく罪悪感を抱く場合には、自己の内面への固執が際立ち、罪の感覚が他者へ向かわない可能性があると大西(2008)は言及している。

5 非行少年や犯罪者への働きかけのあり方

1. 働きかけにあたっての構え

罪を積極的に認め、謝罪し、償おうとする行動が犯罪者には期待されるものの、実際にはそのような心境に至るのは容易でないことをここまで論じてきた。とはいえ、このような状態を放置しておくことは適当でない。

支援者が加害者への働きかけを行う際、まずは自身の起こした事件に向き合いたくないという気持ちが人間には生じがちであることを理解し、その上で、どのようにすれば向き合うことが可能になるかについて、支援者と加害者が共に工夫を重ねていく姿勢が求められる。責任を回避したり他者に転嫁したりするならば、失敗から学べず、人間的に成長できない一方、自らの責任を認め、傷つけてしまった相手に謝ることができることは、自分が正直で誠実であるといった心象に通じ、自尊心と自信が深まる(Engel, 2001 石井訳 2006)などのビジョンを提示することも一方法であろう。加害者は、刑罰を与えられ、社会に対して自分をそこまで追いやらなくてもよいではないかなどと被害的に受け止める場合もあるだろうが、視点を過去から今後に移して、社会復帰に向けて自らが出来ることがさまざまある点に意識を向けていくことが重要であろう。

犯罪に走った者を社会の一員として再び受け入れるか否かについての判断基準は、個々人の信念なり立場なりで異なろう。直接の被害者やその周囲の者においては、その基準が概して厳しかろう。他方、刑事司法機関等で犯罪者の社会復帰支援に携わる者が犯罪者に働きかけるに当たって担う役割とは、まず支援者自身が再統合させてよいと判断できるような状態に導くことである。その際、社会復帰支援者も社会を構成する一市民であるという事実を踏まえて、その支援者の基準に達する方向で努力していくことが、社会への再統合につながるという実感を犯罪者自身が抱けるように勇気づけていくことも肝要である。その過程で、謝罪や償いに向けて自らが実行可能なことが様々あると体得していけるよう工夫していくことも望まれる。上述のとおり藤野(2023)では、謝罪行為に対してソーシャルサポートが影響を及ぼすことが実証されている。

罪との向き合い方について、当初はプログラムへの参加等を通じて外発的動機づけであるにせよ、それが自発的に謝りたい、謝ろうという方向に移行していくことが望まれる。この移行に作用すると Deci & Ryan (1985)が主張している要因、すなわち、環境と有効に関わっていくこと、自分の行動を自己決定すること、他者や社会と絆やつながりをもつことについての欲求を、罪との向き合い方に関連して自身が満たし得ると犯罪者が意識化できるように働きかけていくことが重要になろう。

Prochaska & DiClemente (1983)や Miller (1983)が主張するように、犯罪者が罪に向き合おうとするかどうかは変容する。したがって、支援者は、その時々 of 犯罪者の心情や心理的準備状態を把握しながら、同じ働きかけがある状況においては逆効果になりうることを踏まえて柔軟に対応していくことが求められる。犯罪者がなかなか罪に向き合おうとしないとして、それを単に道徳性や共感性の乏しさゆえと一義的にとらえるのではなく、罪を取り巻く現実と直面することへの心理的抵抗が背景にあり、それゆえ回避的になっているかもしれないと察した上での対応が適当である。その上で、罪から目を背け続けることは問題の先延ばしに過ぎず、事態の改善にはつながらないことを徐々に意識化できるように働きかけていくことも有用であろう。

このほか、罪に向き合うための心理的素地を整えていくよう目配りするこ

とも大切である。藤野(2023)では、謝罪行為に対して自身の資質として対自的レジリエンスと対他的レジリエンスを取り上げてその影響を検討しているが、Showers & Boyce(2008)は、レジリエントな自己とは、様々な側面を有する自己であると論じている。多面的で分化した自己であるならば、あるストレス条件下での否定的な結果についてもそのネガティブ情報が自己認識のごく一部に限定され、他の独立した自己側面は影響を受けないからということである。このような自己の在り様を促していくのも一方法であろう。

2. 米国で開発された「Victim Impact: Listen and Learn Curriculum」

「Victim Impact」(Office for Victims of Crime Training and Technical Assistance Center, n.d.)は、米国司法省犯罪被害者局の資金提供を受けて、カリフォルニア州矯正・リハビリテーション局の被害者・生存者サービス部門が開発した矯正教育のための標準化されたカリキュラムである。

このカリキュラムは、冒頭で取り上げた我が国の R4 のような殺人等の生命犯に限定せず、財産犯を含む 10 種類の被害一つずつを検討していく構成となっている。事件の軽重を問わず被害者は存在するのであり、その被害に対して責任を取る姿勢を養うことは肝要である。また、扱うテーマの中には、謝罪のハードルが比較的低いものも含まれており、受講者にとっては取り組みやすいプログラムであると評価できよう。

このプログラムは、犯罪が被害者に与える影響に焦点を当てており、被害者の個人的な体験がその中心をなしている。その中で、傷つけられてよい被害者などいないこと、誰もが犯罪の被害者になる可能性があること、そして被害者は身体的・感情的・経済的・宗教的／霊的に傷つけられること、を伝えている。また、被害者には声を上げるなど自らの権利を行使する権利があること、さらに、被害は、本人にとどまらず、その家族、地域社会全体に波及することなども伝えている。我が国の R4 においても、本科プログラムの中で被害者やその遺族などの心情、状況の理解を促す内容が盛り込まれているが、「Victim Impact」では、被害が及ぼす影響の範囲が被害者の周辺に留まらないとしている点が注目値する。加害者が、被害者の心情を想像して圧倒されてしまい無力感に打ちひしがれていないかに支援者は目配りするこ

とが肝要であろうが、それと同時に、被害は被害者及びその周辺に留まっていらないからこそ社会からの排他である収容に至っているという理解を促していくことも適当であろう。

また、R4における継続プログラムの中では、被害者及びその遺族等に対する謝罪や被害弁償に向けた具体的な行動を考えさせることになっているが、このカリキュラムの最終回では修復に向けての計画を作成することが求められている。そしてその作成にあたって、危害を与える選択を自らがしたのであって、その自己選択に対して責任をもつこと、すなわち、刑罰を受けるだけで責任を果たしたとは言えず、直接的・間接的に修復していく努力を積んでいくことが責任を負うことを意味するとの認識を持てるように促すものになっている。支援者は、加害者が現状をふまえた上で何ならば自分にできそうかを検討し、できるとの実感が得られるように働きかけていく必要がある。

3. 謝り方の検討

屈辱感などを抱くことなく、被害を受けた相手の気持ちに共感し、その責任を自己に帰属することで生じる罪悪感が、謝罪行動を促すことになる。Kador (2009 上原訳 2010)は、効果的な謝罪とは単に「申し訳ありません」と述べるのではなく、①自分が犯した加害行為や相手からの抗議内容についての事実関係を確認し、その出来事が何であったかを明らかにする、②主体的に行為の責任を認める、③悔悟の念を示す、④挽回するため償いの方法を提示する、⑤この出来事から学習し、同じことを繰り返さないと約束する、とそのポイントをまとめている。漠然と謝罪を考えるのではなく、これらの要素が十分含まれているかという視点から謝罪内容を検討するのも有用であろう。

このほか、被害者が加害者の後悔を感じられると被害者側の許容が促進される(Eaton & Struthers, 2006)、コストのかかる謝罪はそれ自体が誠意を伝える(大坪, 2015)、などの研究結果がある。特に生命犯などの場合、結果が重大なので「もう取返しがつかない」ととらえがちになるのが、このような謝罪のあり方に工夫を加えていく余地はあろう。

参考文献

- 安藤 清志 (2001). 罪悪感と社会的行動(1)－罪悪感による行動のコントローラー 東洋大学社会学研究所年報, 34, 23-39.
- 薊 理津子 (2010). 屈辱感, 羞恥心, 罪悪感の喚起要因としての他者の特徴 パーソナリティ研究, 18(2), 85-95.
- Baumeister, R. F., DeWall, C. N., Ciarocco, N. J., & Twenge, J. M. (2005). Social exclusion impairs self-regulation. *Journal of Personality and Social Psychology*, 88, 589-604.
- Baumeister, R. E., & Gitter, S. (2008). I am Approaching the Decision to Avoid You: An Approach and Avoidance Perspective on Research on Social Exclusion and Rejection. In A. J. Elliot (Ed.), *Handbook of Approach and Avoidance Motivation* (pp. 601-614). Psychology Press.
- Baumeister, R. F., & Leary, M. R. (1995). The need to belong: Desire for interpersonal attachments as a fundamental motivation. *Psychological Bulletin*, 117, 497- 529.
- Baumeister, R. F., Stillwell, A. M., & Heatherton, T. F. (1994). Guilt: An interpersonal approach. *Psychological Bulletin*, 115, 243-267.
- Baumeister, R. F., Stillwell, A. M., & Heatherton, T. F. (1995). Personal narratives about guilt: Role in action control and interpersonal relationships. *Basic and Applied Social Psychology*, 17, 173-198.
- Blascovich, J. (2008). Challenge and Threat. In A. J. Elliot (Ed.), *Handbook of Approach and Avoidance Motivation* (pp. 431-445). Psychology Press.
- Deci, E. L., & Ryan, R. M. (1985). *Intrinsic Motivation and Self-Determination in Human Behavior*. Plenum.
- Eaton, J., & Struthers, C. W. (2006). The reduction of psychological aggression across varied interpersonal contexts through repentance and forgiveness. *Aggressive Behavior*, 32, 195-206.
- Eiser, J. R., & Fazio, R. H. (2008). How Approach and Avoidance Decisions Influence Attitude Formation and Change. In A. J. Elliot (Ed.), *Handbook of Approach and Avoidance Motivation* (pp. 323-340). Psychology Press.

Engel, B. (2001). *The Power of Apology: Healing Steps to Transform All Your Relationships*.

(エンゲル, B. 石井 礼子(訳) (2006). 人はなぜ謝れないのかー自分も相手も幸せになれる「謝罪」の心理学ー 日本教文社)

Evans, C., Ehlers, A., Mezey, G., & Clark, D. M. (2007). Intrusive memories in perpetrators of violent crime: Emotions and cognitions. *Journal of Consulting and Clinical Psychology*, 75(1), 134-144.

Flanigan, B. (1992). *Forgiving the Unforgivable : Overcoming the Bitter Legacy of Intimate Wounds*. Wiley Publishing.

Freud, S. (1917). Trauer und Melancholie. In *Gesammelte Werke* (Bd. X).

(フロイト, S. 井村 恒郎(訳)(1970). フロイト著作集 6 悲哀とメランコリー 人文書院)

藤野 京子 (2021). 2 人の死に関与した 50 代の仮釈放中の女性薬物犯の事例分析 犯罪心理学研究, 59(1), 15-28.

藤野 京子 (2023). 自身の行為に対する謝罪に影響を及ぼす要因の検討ーコーピング方略, ソーシャルサポート状況, エゴ・レジリエンシーの視点からー 教育心理学研究, 71, 26-37.

福原 泰平 (2003). PTSD の視点からの加害者の特徴と処遇ー1) 成人ー 矯正医学, 52, 152-157.

Gray, N. S., Carman, N. G., Rogers, P., MacCulloch, M. J., Hayward, P., & Snowden, R. J. (2003). Post-traumatic stress disorder caused in mentally disordered offenders by the committing of a serious violent or sexual offence. *Journal of Forensic Psychiatry & Psychology*, 14(1), 27-43.

Harry, B., & Resnick, P. J. (1986). Posttraumatic stress disorder in murderers. *Journal of Forensic Sciences*, 31(2), 609-613.

Hoffman, M. L. (2000). *Empathy and moral development*. Cambridge University Press.

(ホフマン, M.L. 菊池 章夫・二宮 克美(訳) (2001). 共感と道徳性の発達心理学 川島書店)

法務省 (1999). 平成 11 年版犯罪白書

法務省 (2024). 令和 6 年版再犯防止推進白書

Jacoby, M. (1991). *Scham-Angst und Selbstwertgefühl: Ihre Bedeutung in der Psychotherapie*.

(ヤコービ, M. 高石 浩一(訳) (2003). 恥と自尊心—その起源から心理療法へ— 新曜社)

Kador, J. (2009). *Effective Apology*.

(ケイドー, J. 上原 裕美子(訳) (2010). 生き残るためのあやまり方—ビジネスや人生の失敗を成功に導く, 最良の 5 ステップ— 主婦の友社)

Keller, J. M. (2009). *Motivational Design for Learning and Performance: The ARCS Model Approach*.

(ケラー, J. M. 鈴木 克明 (監訳) (2010). 学習意欲をデザインする—ARCS モデルによるインストラクショナルデザイン— 北大路書房)

Lazare, A. (2004). *On Apology*. Oxford University Press.

Lerner, H. (2017). *Why Won't You Apologize? Healing Big Betrayals and Everyday Hurts*.

(レーナー, H. 吉井 智津(訳) (2018). こじれた仲の処方箋 東洋館出版社)

Leunissen, J. M., De Cremer, D., Van Dijke, M., & Reinders Folmer, C. P. (2014). Forecasting errors in the averseness of apologizing. *Social Justice Research, 27*, 322-339.

Miller, W. R. (1983). Motivational interviewing with problem drinkers. *Behavioural Psychotherapy, 11*, 147-172.

Miller, W. R., & Rollnick, S. (2023). *Motivational Interviewing* (4th ed.): *Helping People Change and Grow*. Guilford Press.

Murray, S. L., Holmes, J. G., MacDonald, G., & Ellsworth, P. C. (1998). Through the looking glass darkly? When self-doubts turn into relationship insecurities. *Journal of Personality and Social Psychology, 75*, 1459-1480.

Office for Victims of Crime Training and Technical Assistance Center. (n.d.). *Victim impact: Listen and learn*. U.S. Department of Justice, Office of Justice Programs. <https://www.ovcttac.gov/VictimImpact/>

Ohbuchi, K., Kameda, M., & Agarie, N. (1989). Apology as aggression control: Its

- role in mediating appraisal of and response to harm. *Journal of Personality and Social Psychology*, 56(2), 219-227.
- Ohbuchi, K., Suzuki, M., & Takaku, S. (2003). Strategicalness/authenticity of accounts and their instrumental/non-instrumental variables: A cross-cultural examination. *Tohoku Psychologica Folia*, 62, 57-74.
- 大西 将史 (2008). 特性罪悪感の特徴に関する研究—Big Five, 共感性および規範に対する強迫的遵守傾向との関係— 心理科学, 29(1), 80-95.
- 大坪 庸介 (2015). 仲直りの進化社会心理学—価値ある関係仮説とコストのかかる謝罪— 社会心理学研究, 30(3), 191-212.
- Prochaska, J. O., & DiClemente, C. C. (1983). Stages and processes of self-change of smoking: Toward an integrative model of change. *Journal of Consulting and Clinical Psychology*, 51, 390-395.
- Prochaska, J. O., & Norcross, J. C. (2007). *Systems of Psychotherapy: A Transtheoretical Analysis* (6th ed.).
- (プロチェスカ, J.O., ノークロス, J.C. 津田 彰・山崎 久美子(監訳) (2010). 心理療法の諸システム—理論統合的分析— 金子書房)
- Reeve, J. M. (2024). *Understanding Motivation and Emotion* (8th ed.). Wiley Custom.
- Rusbult, C. E., Morrow, G. D., & Johnson, D. J. (1987). Self-esteem and problem-solving behaviour in close relationships. *British Journal of Social Psychology*, 26, 293-303.
- Showers, C. J., & Boyce, K. L. (2008). Secrets of Resilience: Approaching Negative Self-Aspects Without Aversion. In A. J. Elliot (Ed.), *Handbook of Approach and Avoidance Motivation* (pp. 521-534). Psychology Press.
- 瀧沢 絵里 (2012). Keyword3.6 : 内発的動機づけと外発的動機づけ & Keyword3.7 : 自己決定理論 上淵 寿(編著) キーワード動機づけ心理学(pp.68-74) 金子書房
- Twenge, J. M., Baumeister, R. F., DeWall, C. N., Ciarocco N. J., & Bartels, J. M. (2007). Social exclusion decreases prosocial behavior. *Journal of Personality and Social Psychology*, 92, 56-66.
- Twenge, J. M., Baumeister, R. F., Tice, D. M., & Stucke, T. S. (2001). If you can't

join them, beat them: Effects of social exclusion on aggressive behavior. *Journal of Personality and Social Psychology*, 81, 1058-1069.